

地球環境局 説明資料

第 59 回総合政策部会
(平成 23 年 5 月 11 日)

1. 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化問題の現状	1
(2) 地球温暖化対策に係る国際的枠組みの下での取組	1
・ 気候変動に関する国際連合枠組条約	1
・ 京都議定書	2
・ 次期枠組みの構築に向けた国際交渉	2
・ 京都メカニズム活用及び新たな二国間メカニズムの構築に向けた取組	4
(3) 地球温暖化防止に向けた国内対策	6
・ 京都議定書目標達成計画	6
・ 地球温暖化対策基本法案	7
・ 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ	8
・ 地球温暖化防止のための具体的施策	9
① 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	9
② 排出抑制等指針	10
③ 国民運動の展開（チャレンジ 25 キャンペーン）	10
④ 「見える化」の推進	10
⑤ カーボン・オフセット	11
⑥ 国内排出量取引制度	12
⑦ エネルギー対策特別会計を利用した補助事業等	12
⑧ フロン等対策	13
⑨ 気候変動への適応策	14
・ 地球温暖化防止の基盤となる施策	15
① 地球温暖化対策技術開発の推進	15
② 観測・調査研究の推進	15

2. 地球環境に関する国際協力の推進

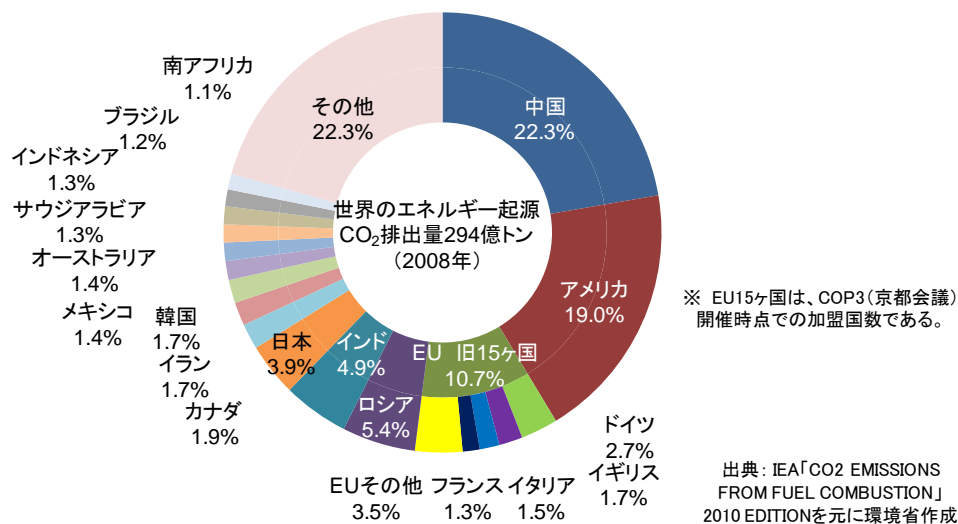
(1) 各種国際機関等との連携	15
(2) クリーンアジア・イニシアチブの推進	16
(3) 開発途上国への支援の取組	17
(4) 東アジアにおける域内環境協力体制の構築	17
(5) 地球変動研究の国際的取組	17
(6) 気候変動への適応支援	17
(7) 国際観測への参画	18
(8) 地球環境戦略研究機関（IGES）の活用	18

1. 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化問題の現状

近年の人間活動の拡大に伴って二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが人為的に大量に大気中に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれ。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年（平成19年）に取りまとめた第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74（0.56～0.92）℃上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17（12～22）cm上昇。

世界のエネルギー起源 CO2 排出量



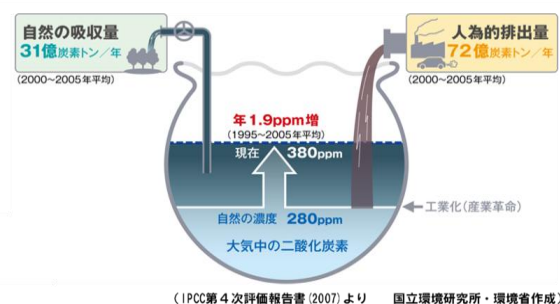
- 中国とアメリカがそれぞれ世界の約 20%を排出。日本は約 4%、EU は約 11%
- 今後は、先進国が頭打ちなのに対して、途上国は発生量が増加する見込み
- 最も厳しい緩和努力をもってしても、気候変動の影響を回避できず、影響への対処に適応が必須

(2) 地球温暖化対策に係る国際的枠組みの下での取組

- ・気候変動に関する国際連合枠組条約

気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）は、地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、究極的な目的として、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを掲げている。現在温室効果ガスの排出量は地球の吸収量の2倍以上であり、上記の目的の実現のためには早期に世界全体の排出量を半分以下にする必要があるという国際政治上の合意がある。他方、安定化水準、排出量、削減策の関係には不確実性があり、IPCC 等による自然科学、人文社会科学が統合した科学的知見の重要性が増加。

世界の温室効果ガス排出量



・京都議定書

京都議定書は、先進国が、2008年から2012年まで（以下、第一約束期間）の各年の温室効果ガスの排出量の平均を基準年（原則1990年）から削減させる割合を定める。例えば日本の削減割合は6%、米国は7%、EU加盟国は全体で8%。中国やインドなどの途上国に対しては、数値目標による削減義務は課されていない。対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン等の6種類。

・次期枠組みの構築に向けた国際交渉

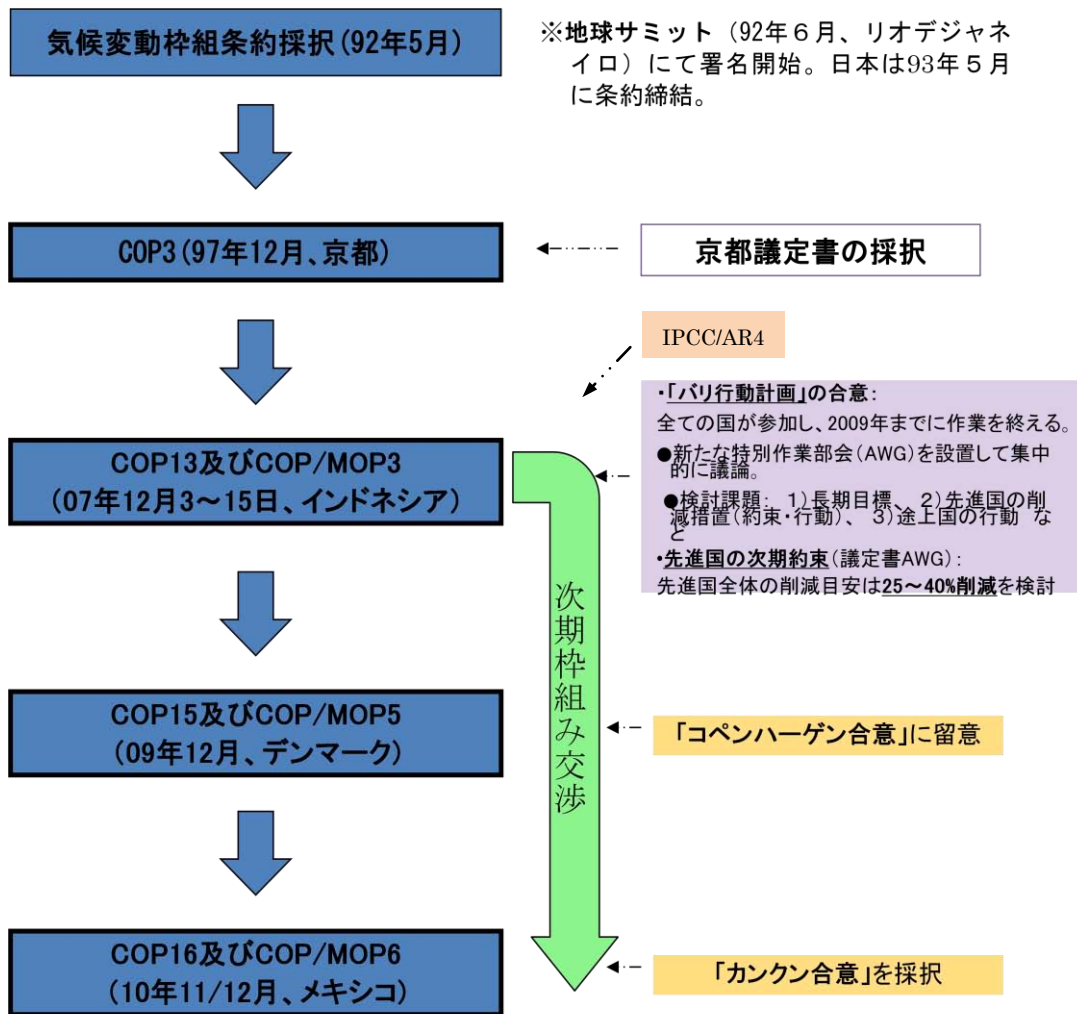
2007年に開催されたCOP13では、新たにすべての条約締約国により2013年以降の枠組みについての検討を行う「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）」を立ち上げること、2009年12月のCOP15で合意を得ることなどを含む、バリ行動計画等の諸決定がなされた。これによって、我が国の方針である米中等を含むすべての主要国が参加する真に公平かつ実効的な一つの法的拘束力のある国際枠組みの早期構築が開始された。

2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15では、30近くの国・機関の首脳レベルの協議・交渉の結果、先進国は削減目標、途上国は削減行動を提出すること等を盛り込んだ「コペンハーゲン合意」が作成され、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定した。

2010年1月末、我が国は、コペンハーゲン合意への賛同の意思表示と、同合意に基づいて、「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」との目標を気候変動枠組条約事務局に提出。2010年12月末時点の条約事務局の発表によれば、主要国を含む85か国（世界全体のエネルギー由来の排出量の80%以上に相当）が削減目標又は削減行動を提出。

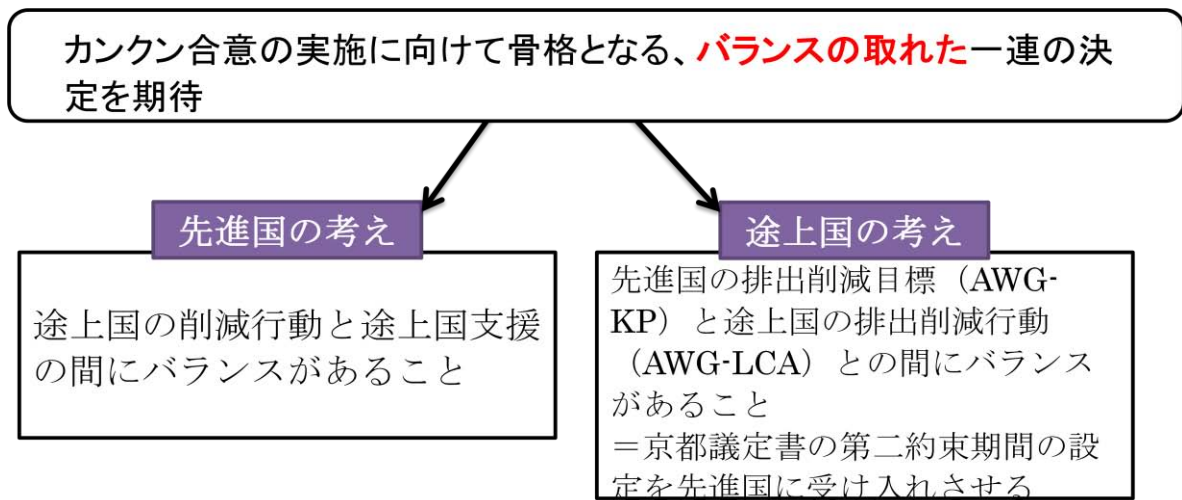
2010年11月から12月にかけてメキシコ・カンクンで開催されたCOP16では、我が国は、コペンハーゲン合意を踏まえ、米中等を含むすべての主要国が参加する真に公平かつ実効的な一つの法的拘束力のある国際枠組みの早期構築を目指し交渉に臨んだ。最終的には、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置付けられ、また、削減の効果を国際的に検証する仕組みの導入が合意されるなど、我が国が目指す次期枠組みの基盤となるカンクン合意が採択された。さらにカンクン合意では、適応、資金、技術移転など、途上国に対する支援に関しても大きな前進が得られた。

COP17は2011年11月末から12月にかけて南アフリカ・ダーバンで行われる予定。COP17に向けて、我が国としては、カンクン合意を踏まえ、すべての主要国が参加する真に公平かつ実効的な一つの法的拘束力のある国際枠組みの早期構築という最終目標に向けて積極的に知恵を出しながら、引き続き、精力的に対話を重ね、交渉の進展に貢献していく。



注1) COP (Conference of the Parties): 気候変動枠組条約締約国会議。条約の最高意思決定機関 (条約第7条)
 注2) COP/MOP (Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties): 京都議定書締約国会合。気候変動枠組条約締約国会議が、議定書の締約国会合として開催される場合の呼称。

国際交渉上の論点



NO



YES

日本・カナダ・ロシア

K Pの第二約束期間の設定には賛同できない。

→あくまでL C A下で全主要排出国が参画する公平で実効的な一つの法的枠組の早期採択を目指す。

主要途上国

先進国はK Pの下の第二約束期間を設定し野心的な目標を約束すべき。米国も削減義務を受け入れるべき。途上国の義務は受け入れず。

島嶼国

先進国だけでなく全ての排出国が義務を負うべき。

条件付 YES

EU

AWG-L C Aで主要国が参加する包括的国際約束が実現することを条件にK Pの下での第二約束期間を検討する意思を確認する。

L C Aの下での包括的国際約束ができない場合、結局K Pの第二約束期間が固定化してしまう。

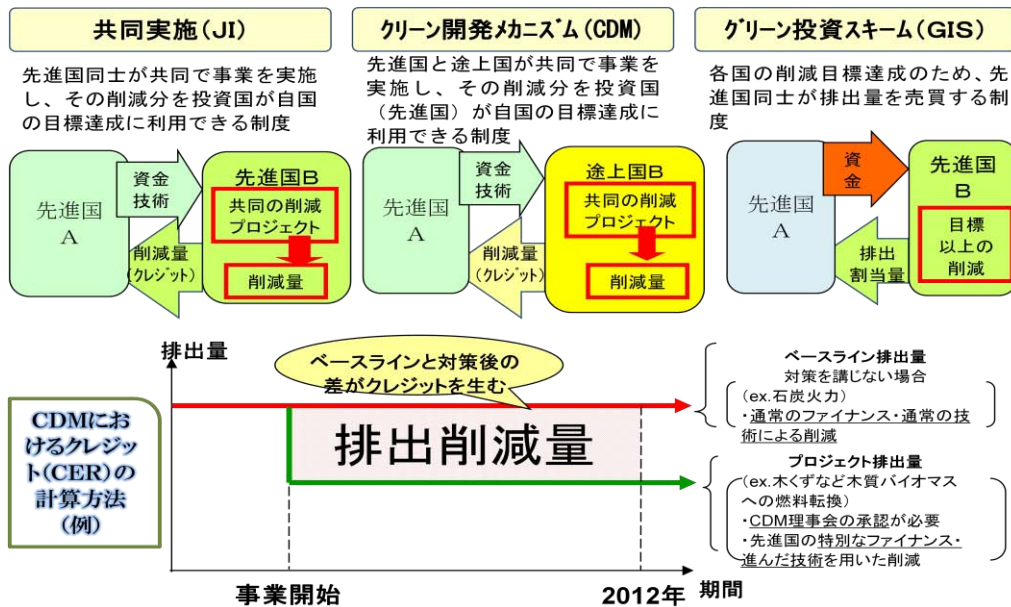
無関心

米国

京都議定書加盟国でない
ので無関心。

・京都メカニズム活用及び新たな二国間メカニズムの構築に向けた取組

京都メカニズムとは、市場メカニズムを活用して京都議定書を批准した先進国としての削減約束を達成する仕組みであり、クリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施（JI）及び排出量取引の3つの手法がある。



京都議定書目標達成計画においては、京都メカニズムの利用が国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、6%削減約束を達成するため、国内における温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力しても、なお約束達成に不足すると見込まれる分については、京都メカニズムを活用して対応することとしている。この差分である約1億トンについて政府はNEDOを活用して平成22年12月末までに9,780万t-CO₂のクレジットを契約取得。

なお、CDMのクレジット（CER）の2%を途上国の適応支援に充てるため、京都議定書に基づ